

改革プラン評価委員会の役割及び評価対象期間について

1 改革プラン評価委員会の役割

改革プラン評価委員会は、「新公立病院改革ガイドラインについて」（平成 27 年 3 月 31 日総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）に基づき設置し、その役割は、当医療センターにおける改革プランの実施状況の点検及び評価となっています。

《新公立病院改革ガイドラインについて（抜粋）》

第 4 新改革プランの実施状況の点検・評価・公表

1 地方公共団体における点検・評価・公表

関係地方公共団体は、当ガイドラインを踏まえ策定した新改革プランを住民に対して速やかに公表するとともに、その実施状況をおおむね年 1 回以上点検・評価を行うこととし、評価の過程においては、例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある。

この場合、この委員会等においては単に財務内容の改善に係る数値目標の達成状況のみならず、例えば、当該病院の医師、看護師等の参加を求めて、公立病院として期待される医療機能の発揮の状況等についても併せて評価、検証することが望ましい。

《北播磨総合医療センター企業団改革プラン評価委員会設置要綱（抜粋）》

第 2 条 評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 改革プランの点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。

2 評価対象期間

ガイドラインでは、改革プランの対象期間は、平成 32 年度(令和 2 年度)までとなっており、今回が評価していただく対象期間の最終年度となっています。

《今後の改革プランについて》

総務省は、「改定・新公立病院改革ガイドライン」を令和 2 年夏頃に示す予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、公立病院の取り巻く環境が大きく変化したため、ガイドラインを再検討することとなりました。

現在もガイドラインは示されていないため、新たな改革プランの素案は検討しつつも、今後ガイドラインが示されたのち、必要な項目を検証し、新たな改革プランを策定します。